

# 児童福祉法に係る負担金とは

## 児童福祉法に係る負担金について

児童福祉法に係る負担金(以下、負担金)とは、様々な事情により、お子さんを施設や里親に預けることになった場合、扶養義務者の方に費用の全部又は一部を負担していただくお金です。負担金額は、措置児童の属する世帯の扶養義務者の課税額等に基づいて決定します。負担金については、負担金額決定後にお送りしている負担額決定(変更)通知書をご確認ください。毎月、納入通知書を送付しますので、下記の方法により、納期限までに納付ください。



茨 ひより  
(茨城県公認 Vtuber)

関係法規 民法820条、民法877条、児童福祉法第56条第2項、茨城県児童福祉法施行細則

## 納入方法について

負担金の納入は、口座振替、納入通知書(納付書含む)、ペイジーの3種類の方法をご利用いただけます。

### 【口座振替】

○口座振替を希望される方は「口座振替依頼書」をご提出ください。利用できる金融機関は、みずほ銀行、常陽銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合です。

### 【納入通知書(納付書含む)】

○納入通知書および納付書(納入通知書を紛失してしまった場合や分納が認められた場合に発行)は、以下の金融機関をご利用いただけます。

<全国の窓口で納付できる金融機関>

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、常陽銀行、筑波銀行、東邦銀行、足利銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、福島銀行、栃木銀行、中央労働金庫、烏山信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫

<茨城県内の窓口のみで納付できる金融機関>

茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ハナ信用組合

### 【ペイジー】

○ペイジー対応の金融機関のインターネットバンキングやATMでご利用いただけます。詳しくは、茨城県会計管理課ホームページまたはご利用になる金融機関にご確認ください。なお、Pay-easy(ペイジー)で納付した場合は、領収書は発行されません。

## 延滞金・滞納処分について

納期限までに納付いただけない場合は滞納となります。滞納になると、納期限までに納めた方との公平を保つため、本来の負担金のほかに、延滞金についても、併せて納めていただくこととなります。また、納付が確認できない期間が続いた場合、差押えなどの滞納処分を行います。生活困窮などのために、どうしても期限内に納付できない場合に限り、分割納付が認められる場合があります。分割納付をご検討される方は、お早めにご相談ください。

### 【延滞金の割合(令和8年12月31日まで)】

・納期限の翌日から督促状の納期限までの期間:年2.8%(延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合)

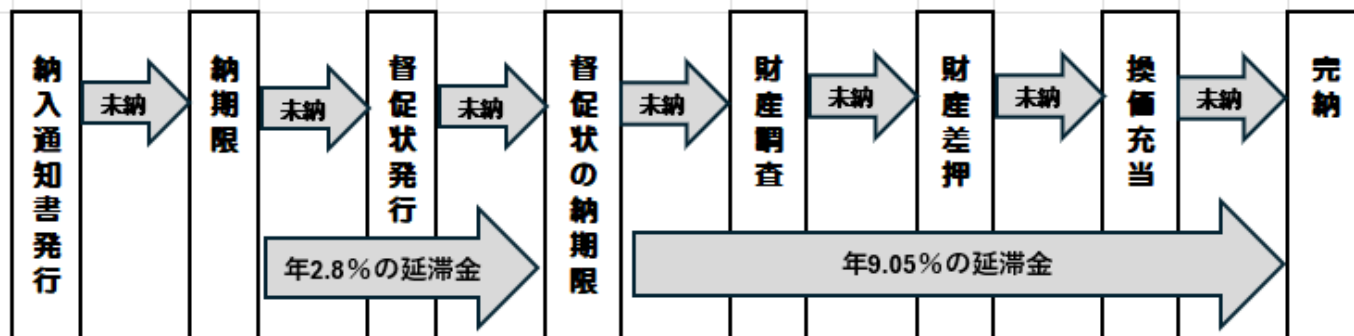
・督促状の納期限以降の期間:年9.05%(延滞金特例基準割合に年7.25%を加算した割合)

※租税特別措置法の規定に基づき、令和8年1月1日以降の延滞金特例基準割合は年1.8%です。

※令和9年1月1日以降については、財務大臣が令和8年11月30日までに公示する延滞金特例基準額に応じて延滞金の割合が確定します。



茨 ひより  
(茨城県公認 Vtuber)



関係法規 租税特別措置法第93条第2項、地方自治法第231条の3第3項、茨城県税外収入金の延滞金徴収条例第3条



茨城県土浦児童相談所 子ども判定措置課

住所:〒300-0812 茨城県土浦市下高津3-14-5 電話:029-821-4595